

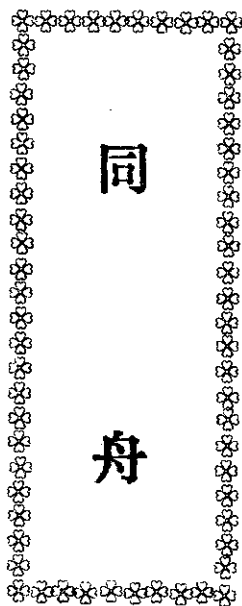
法人団

府 東
中 京
支 都
部 宅
地
建
物
取
引
業
協
會

昭和 4 2 年

10 月 号 通 信

№ 4 6



昭 和 四 十 二 年 十 月 八 日 發 行

發 行 者 法 人 東 京 都 宅 地 建 物 取 引 業 協 會

報 道 出 版 部 長 中 支 部

編 集 發 行 責 任 者 高 野 山 一 次

記	事
六 編 集 後 記	一 第 八 回 （ 十 月 定 例 ） 支 部 役 員 会 開 催
八 物 件 紹 介	二 消 息
七 古 語 寸 話	三 原 爆 （ 承 前 ）
六 褒 章 の 色 々	四 私 見
五 盜 伐 の 話 （ 二 ）	

第八回（十月定例）支部役員会開催

とき 十月七日午後四時より

ところ ダイワ不動産内 支部事務所

出席者 横峠、栗山、加藤（武）、結城、辻、山村、

平井、芦川、関谷、栗原、加藤（友）、各

理事（吉野、山岸理事欠席）

内山監事、高野相談役

A 報告事項

一、山村支部長より

(1) 公共用地取得連絡委員会の設定について従来
東京都は概ね地主より直接公共用地を買取
つておつたが今後の買入は多少に拘らず業協
会を通すことに決定したるにより本部として
はこれが受入態勢を考究するの要あるもそれ
は実現の既に譲ることとし取敢ず物件所在の
当該支部がその取扱をなすことのみを内定し
た。

(2) 不動産祭りについて

来る十月十五日文京公会堂に於て行り本部
不動産祭りについては当支部より平井、山
村、加藤（武）の三理事が出席することに
なつた。

(3) 不動産祭りの街頭相談所開設について

十月九日京王線調布駅北口に於て調布、立
川及び府中の三支部が合同して街頭相談所
を開設する。

当日は当支部よりは栗山、芦川両相談委員
が午前十時より又理事全員は午後一時より
出席して夫々相談に当ることになつた。

二、辻副支部長より

(1) 運営規約案について

ブロック運営規約案等を審議決定

(2) 全宅連代議員について

三多摩より二宮、中根、村上、藤若の諸氏
が全宅連代議員として選出された。

(4) 議員団等結成準備委員会について

議員団等の要綱を審議決定

(5) 店外掲示会員章について

余分多数あり購入方を希望

(6) 不動産登録センターについて

審議したるも決定に至らず継続審議すること
になる。

(7) 本部総務部会合について

。不動産手帳作成を審議決定 二百円内外を以
て年末には配付見込

。従業員待遇改善事項を審議

従業員退職手当支給に關し一人一ヶ月三百円
程度を積立て従業員全員が加入せんとするも
のなるも委細は決定を見ず

三、結城指導部長より

(1) 名刺の肩書記才について

モグリ業者撲滅対策の一環として業者の名刺
には肩書として所屬支部名並に免許番号を記

才することに統一方を希望

(2) 広告図面の統一について

各業者より発行する広告図は各自思い思い
聊か統一を欠くのうらみありこれが作成に關
し審議

四、内山報道出版部長より

本部作成の会員名簿に広告掲才方については、
大約支部役員が広告を掲才することとなりたる
も尙、会員でこれが掲才を希望の向は十月廿五
日迄に担当理事 又は内山部長まで申込まれた
り。

五、横峠監察委員長より

モグリ業者摘発と取引主任者不常置店舗の査察
をブロック的に行うことに決定

B 周知事項

一、物件説明書について

去る八月業法が改正せられ十月一日より実施に

移つたが特に業法第十四条ノ三に規定する仲介又は売買物件の詳細を相手方に説明する説明書の作成と交付の義務づけについては是非共勵行を要するもので委細は担当理事の説明を求められたい

説明書用紙は担当理事の手許にあり

三 懇親旅行について

平井厚生部長らの下見により、次の通り決定につき多数参加を希望する。

と き 十月二十六日―廿七日 一泊二日

旅行先 伊香保温泉

宿 所 伊香保グランドホテル

会 費 一人 四千五百円

往路十月二十六日午前八時三十分集合(府中警察横)同九時出発、午後三時伊香保着予定

帰路 午前十時発着、榛名神社、榛名湖を経て午後六時帰着予定

乗 物 国際観光バス

その他 二十六日の会宴は午後六時三十分よ

り同八時まで八時以後特別演技あり
尚、別室を必要とする向は至急平井理事まで申込むこと

消 息

新会員加入

福本不動産は今回中河原に支店を開設、会員として新規加入 十月六日開店した

府中不動産高橋耕徳氏は依然病氣療養中支部より近く見舞の答である

南進開発興業(株)の電話局番六一局が七七局となる番号変更なし

当支部顧問守屋信厚氏は立川病院に入院、支部より山村支部長、辻副支部長、栗山、横村各理事が見舞した。

原 爆 (承前)

(三) 原爆被害者とは

指導部長 結 城 等

二十二年前、広島と長崎に原子爆弾が投下されて以来、原爆被害者は、さまざまに苦しみにたえず生きてきました。放射能障害によるいろいろの病氣は、多くの被爆者を殺しました。現在なお病床にある被爆者も多数あります。すべての被爆者は、一見私の様に健康そうに見えても、毎日毎日を疲労に苦しむ、将来原爆後遺症にかゝりはしないかと云う不安に心を痛めています。

原爆は老人も子供も婦人も一瞬にして殺傷し、市街を廃墟としてしまいました。家族を一度に失い、家や財産を失つた被爆者は、病氣以外に大きなぬぐいようのない重荷と悲しみを背負っています。失業、貧しさ、社会的差別、家族の解体(家族の解体の事例は後に述べます)そしてもろもろの重圧が被爆者を苦しめて居ます。被爆者は、原爆によつて人並みの経済生活、社

会生活をする基盤を破壊されたのです。これらの結果病弱は貧さをよび、貧苦は病氣をよぶ悪循環がいよいよ被爆者を苦しめつづけています。更に戦後『冷い戦争』が進行する中で、占領軍の手に依つて、こうした被爆者の実情を発表することを禁止されてきました。私ども被爆者は政治からも取り残され、経済の著しい発展からも取り残され、その苦しみは、一層複雑かつ深刻に成つて来たのです。昭和二十九年のビキニの被災(静岡県焼津のマグロ漁船第五福竜丸事件)を機に原水爆を禁止せよの世論が高まり、被爆者を救えよの声は国民の声になり、被爆者の私達も重い口を開いて自分達の苦しみの要求を語り始めました。国家は、この世論の前に昭和三十二年、被爆後拾一年目にして初めて『原爆被爆者医療法』を制定し、国の責任によつて、被爆者の医療を保障する道が開かれました。然るに、出来上つた「医療法」は、被爆者がこれを利用して、自分達の健康を保つ為めにはあまりにも多くの欠陥をもつています。更に生活保障や、被害の保償

は全く行き届いていません。病気と貧困の悪循環はいぜんとして続き、今尚日本各地で、生活保護を受けながら、病床に呻吟し、家族の将来に限りない不安を抱き、即ち子供の教育、子供の将来と結婚の問題などに日夜苦悶して、死期を早める被爆者が多いのです。又、貧しい為、家族の為に体が悪いにも拘らず倒れる寸前迄、失対や零細の仕事に働く被爆者も、この十四万府中市内にも少なくありません。

この苦しみを救い、原爆症と貧困の悪循環をたち切るには、国家が責任を認めて原爆被害者を保償し、被爆者の医療と生活に対して完全に保障することが急務であり国の責任であると考えます。国家は東京地裁の『原爆判決』が明かしたように、日本国、自らの権限と責任で戦争を始め、原爆投下の惨害を引き起す原因を作りました。戦後は、米国が世界に対して、原爆投下の責任をかくし、冷い戦争の手段として原爆とその被害を利用することに追随して、被爆者対策をおこたりました。又、サンフランシスコ条約によつて賠償

の請求権を放棄し、アメリカの責任を追及したい被爆者の意志を無視してしまいました。このような経過を併せ考へるとき、私達被爆者は、国家は補償する当然の義務をもつと考へるべきだと思います。日本唯一の原爆被爆国として平和憲法に示された平和国家の道を歩む以上、国家は原爆被爆者を正しく認め、原爆被害者に対して保償の責任を取る事に依つて、原爆投下二十二年以上も続いている被害を国民や世界の人の前に明示すべきだと思ひます。又、同時に憲法第二十五条がかけられる『健康で文化的な最低限度の生活』を営む権利が国民の一員としての被爆者にもあり、国家はそれにかたえる義務があると思ひます。

私達は、この権利の上にたつて、すでに十数年に渉つて『原爆被害者援護法』の制定の運動をつづけ、この結果、昭和二十九年春には、衆参両院の『原爆被害者援護法強化に関する決議』の成立を見る事が出来ました。然るに、この国会の決議がなされて四年以上たつにも拘らず、現実には、医療法の若干の手直し以外、

生活に関する問題は一步も前進していません。被爆者の中には『そのうち被爆者みんなが死にたえるだろう』という悲壮な声さえ聞かれます。

私達は三十二年の医療法成立が原水爆禁止、被爆者救援の世論が高まるなかで行れ、昭和三十五年の医療法改正と安保条約が改訂に反対する国民運動の直後に行われ、更に衆参両議院の決議が原爆判決の直後に出ている事実を思うにつけ、結局は、国民と被爆者が連帯を深め、被爆者救援運動への国民の強い支援ともしり上る世論がない限り、私達が救われない事を痛感しています。

元東大長茅誠司先生を会長とする原爆被災白書推進委員会の運動が進められていることは、被爆問題の解明に大きな貢献をすると思われれます。原爆被害を明らかにすること、被害者を救援することは、並行して進められねばなりません。私達被爆者も国民であり、すべての目に見えない糸に依つて、しつかりとつながれています。広島、長崎の被爆者が全国にちらばつて

生きている事は、国民の唯れにも『核戦争を起してはいけない』という誓いを抱かせて居ります。それには被爆者の心に、二十二年間の苦しみを貰いて光りつけるぎりぎりの決意であります。二十二年間、まがりなりに日本が戦争に巻き込まれなかつた事は、国民一人一人の戦争体験の上、被爆者の存在と決意が重なり日本国民全体の原水爆被爆体験となつて、強い平和への世論をつくつて来た事を見落すわけにはいかないと思ひます。

私達は戦後二十二年目の今日、二十二年間叫び続けた事を繰返します。『世界に再び被爆者をつくり出すな。被爆者援護法を制定せよ。そして土地と家を生活と医療を完全に保障せよ。』と

府中の皆さん、否全日本の皆さん。私達の願の為に、今こそ大きな御支援と御協力をお願いしたいと存じます。それは私達被爆者の為であると共に、原水爆戦争の阻止と、日本の社会保障への前進に、はかり知ることの出来ない力を与えると思ひます。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

今回は原爆放射能が人体に及ぼす影響と、それに因つて起る『家庭の悲劇、生活の破壊等の実例を述べたいと思います。』 一九六七、八月末日

*****私*****見*****

高野生

さきごろ府中支部では本部に対し府中支部を府中稲城支部に改名方、具甲をしたが、本部としては今後小支部を併合して大支部設置の方針である旨を聞かされた。即ち三多摩地区を一円とするか三多摩を三分するかは未だつまびらかではないが、兎に角今後は小支部を廃して大支部設置の方針には変りがない様である。

尤も大支部にすることの良否は個々の事情があり実現の睨でないといふ難いが常識的に考え、可と認めらるゝ点は会員が多ければ多い程、会自体に力がつくことゝなり勢い諸種の事業の遂行も容易で利するところが大であることは想像に難くない。然し人の和

という点になると、いう迄もなく同志と雖も地区的意識が強く異色の扱いをするのが当然で仮りに役員問題にしても必ずしも円満にゆくとは考へられずそれやこれやが発端となり遂に支部が混乱するという事態もなきにしもあらずである。

今流行の市町村合併も国の方針に従い合併はしたものの、今以て在来のシヨリがとれず唯単に村か市に改名された丈に止まり合併による恩恵など少しもないと云うところもあると聞く。

要するに馬は馬、牛は牛で寄り合ひのが自然の姿で同業者の協会の如きは少数なりと雖も眞の同志が集合してこそ初期の目的が達せられるものである。

特に行政面に重点をおく市町村の合併と人の和に重点をおく支部の合併はおのずと趣を異にするもので吾々支部の合併こそ簡単に十把一からげに取扱うべきでなく。出来れば人数の如何に拘らず眞の同志のみを以て結成するのが本来の姿ではなからうか!!

※ 盗伐の話 (二) ※

高野生

↑港は対露貿易の港でいつも四五千噸級の船が二、三艘は岸壁に横付けになつてゐる。

その港を囲む様に松と雑木の国有林が四十ヘクタール程あり町の景観からも風致的使命を持つ重要な山林である而もこの国有林は市街地と道を巨てゝ近接してゐるので大きな盗伐はなほいまでも所謂小盗伐は毎日あるし常習的に盗伐をやつて生活している者さえある。

特に日曜日の如きは山に遊歩する者が数多く入林者は大なり小なりの草や木を取つて行くので少し油断をすると山は見る見る内に荒されてしまう。

或日曜日の日である例によつて山を巡視すると最初に発見したのが六十がらみのお婆さんで薪を三束盗み正に背に負うて出ようとするところを取押えた、この婆さん余程気が小さいと見え私の大喝に振り上りど下座しようとする途端ザーと小便が出た。人間恐怖が極度に達すると無意識に女でも立小便が出ると聞き直し

くその通りであると思つた。唯婆さんは一言も語らず手を合せておがむ丈で余りにも可愛想になり氏名などを聞くことなしに放免した。

そして又暫らく行くと今度は十七、八位の色の白い可愛い娘が子供達と一緒にセット薪をしている“ドナル”と娘はにやにや笑いあやまろうとしないので却つてこちらが面喰つたが住所氏名を聞いた後おとうさんは何をしておるか聞いたら小さな声で警察の署長をしておると云うこれ聞いてはまさか連れて行く訳にもゆかずこれ亦無罪放免である。

その次に押へたのが珍らしく精神異常者でどうすることもならず録でもない者ばかりだが夕方になつて常日頃、にくいと思つていた常習の盗伐犯人を格闘のすえ取押えた。この犯人は非常な凶悪で顔を蒼ざめ鉈を振り上げて私に立ち向つて来たが山の中での一対一であり私も命がけでねじ伏せ漸く捕縄をかけた。

こうした危険をおかし逮捕した犯人ではあるが裁判となると森林法の適用により盗品価格の二倍以下と云

う軽い罰金が課せられ而も押収した鉈や鋸まで返してやれと云う判決で再び盗伐をせよと言はんばかりである。検査に当つた者としては、洵に残念であつた。実際問題として自分が国有林と云う国の貴重な財産を預つておる以上仮令草木一本でも盗まれてなるものと若気の至りで盗伐現場を見付けると無精に腹が立つたものであるが、今から思えば随分危険なこともあつたし可愛想なこともしたのでそう真剣にならなくともよかつたのではないかとつくづく昔がしのばれる。

☆ 褒章の色々

褒章の秋である尤も褒章なんか吾々には凡そ縁遠い話であるがそれでも褒章の種類位は社界人として知つておくのも又無駄ではあるまい

- 黄綬褒章 業務に精励模範的な人に
- 紅綬褒章 人命救助をしたものに
- 緑綬褒章 徳行のいちじるしい人に

紫綬褒章 学問、芸術にすぐれた功績をのこした者に

藍綬褒章 教育衛生等公衆の利益に功勞のあつた人に

紺綬褒章 公益のため私財を寄附し功績のあつた人に

古語寸話

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 三軍の帥をうぼうべく
 匹夫の志うほうべからず
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

三軍を叱咤する將軍を捕慮にすることは出来るが匹夫即ち身分のいやしい人と雖もその志をうぼうことが出来ないと云う格言的な古語である。

即ちこの反面には人は匹夫と雖も常に志は高く且つその志を捨てゝはならないと云うことを篤とさとされたいものと云えよう。

物件紹介

守屋商会

電話 (043) 621782 五代表

区分	最寄駅	徒歩	土地	建物	総額	坪単価	備考
貸店舗	高幡	直前		五坪上下	一〇一万		契二十年
売家	分倍河原	十五分	十八坪	十五坪	二五〇万	二棟	角地
売家	府中	十五分	二三坪	十三坪	二六〇万		天神町
売家	分倍河原	二十五分	一〇五坪	三三坪	六五〇万		築五年
売家	北野	六分	二八坪	一〇坪	一八〇万		新
売家	多摩墓地	八分	七〇坪	二三坪	六五〇万		築二年
売地	東府中	二〇分	八五坪		浅間町		角地
売地	桜ヶ丘	一〇分	四二坪			四万二千	

物件紹介

(株) 系びす屋 不動産

TEL (042361) 三五七八・七九四〇

区分	最寄駅	徒歩	土地	建坪	総額	坪単価	備考
住宅地	京王線 中河原	五分	四〇坪	式四坪	五三〇万		二階六丈、四丈半(高級建築) 下六丈、四丈半、六丈の洋間(新築)
"	府中駅	七分	式〇坪	八坪五	式〇〇万		築五年本ガス、市水、車自由
宅地	桜ヶ丘バスにて 閑場下車	式分	五一坪	更地		三万五千	由木街道百M入ル中大側 高台南向、三〇万ベッタン前側
商住地	京王線 桜ヶ丘	式分	拾七坪	拾式坪	式七八万	拾六万	角地何業も良し私道なし築 盛等中なるも、拡張移転電付
店舗地	東上線 大山駅前	〇分	五三坪	式五坪	八四八万	拾六万	事務所又ヘアパート最適 本ガス、都水道
"	西武線 大泉学園	式分	五〇〇坪	更地	式億式千万	四五万	角地、デパート、銀行用地 大泉唯一の最高級店舗地
"	"	五分	三〇〇坪	更地	四千万	拾五万	高級住宅元将官邸跡

右の物件は委任状及び関係書類を保有

*****編集後記*****

か。

昭和四十二年十月七日夜

高野しるす

- 一ヶ月は早い、もう十月号の編集をしなければならぬ。
- 結城指導部長より同舟の好評を聞き聊か気をよくした。まあ欲得をなしで一生懸命編集に当つておるのでうそでも褒めてもらいたいものである。
- 食欲の秋である何を頂いてもうまいが業界がさえないのは洵に悲しい次第
- 業法改正で今後の取引は事務的の才能が必要となつてきた。特に仲介又は売買物件の説明書は好むと好まざるに拘らず相手方に作成交付しなければ業法違反となり処罰せらるゝので従来の様を口丈の説明で契約が出来た時代と大いに趣を異にした。
- 今後の業者は金にも几帳面を要するが事務的にも几帳面でないときよくある井勘定的考への面々ではこの仕事は務まらないことになるのではなからう

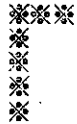
*****余談*****

家つき・カーつき・婆バキは当世の流行である。然し吾国の家庭ではまだまだ婆バキは一寸むずかしいところがある。

婆バキとは、しゅうとめのこと所詮は嫁と仲が悪いのが世の常である。こゝに利口な嫁がいて世間ではいじわる婆サンと評される吾がしゅうとめに対し

ほとけにもまさる心をしらすして
鬼婆バキなりと人は云うなり

と一首を讀んでしゅうとめに贈つた。婆サンそれからと云うものは金輪際いじわるをしなくなつたと云う。



東京都宅地建物取引業者倫理規定

- 1 取引業者は秩序を重んじ責任と奉仕を
忘れない。
- 1 取引業者は不当な利益を追求せず、公
正にして親切な取引に終始する。
- 1 取引業者は社会的重責を荷り栄誉を自
覚し、人格を磨き良識を養い研究をゆる
がせにしない。
- 1 取引業者は業法を遵守し、依頼者に対
し信義を旨とし、誠実公正に職務を行な
わなければならない。



守 屋 商 会

代表者 榎 峠 優

府中市宮町1～2

府中駅南口スグ前

電話 (0423) 62-7825 代表

株式会社 急びす屋不動産

府中支部所属
不動産急びす会相談役

代表取締役 結 城 一 等

京王線・府中駅前 京王タクシー横通り

TEL (042361) 3578.7940

都知事免許
(1) 四〇三八号